

簡易SOCサービス利用約款

簡易SOCサービス利用約款（WithSecure自動隔離通知対応）（以下「本約款」といいます。）は、株式会社アレクソンが提供する「簡易SOCサービス（WithSecure自動隔離通知対応）」を、株式会社No.1（以下「当社」といいます。）が「No.1ビジSOC」の名称で提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）について、当社又は当社の指定する販売店（以下「販売店」といいます。）を通じてエンドユーザー（以下「お客様」といいます。）に提供され、お客様がこれを利用する場合の条件を定めるものです。なお、本サービスの提供に関し、販売店が独自にお客様と合意した条件について、当社は一切の責任を負わないものとします。

本サービスには、本約款のほか、申込書、見積書その他当社又は販売店が提示する個別条件（以下総称して「申込書等」といいます。）が適用されます。本約款と申込書等の定めが異なる場合は、申込書等の定めが優先します。お客様は、本サービスを申し込んだ時点で、本約款の内容に同意したものとみなします。

第1条（本サービスの目的）

本サービスは、対象端末においてWithSecureのプロファイル設定により重大インシデントが検知され、ネットワーク自動隔離が実施された場合に、当社が株式会社アレクソンを通じて自動隔離通知を受信・確認し、登録連絡先へのメールおよび電話連絡、リモートによるマルウェアスキャン、結果の報告、必要に応じた隔離の解除、WithSecureへの解析依頼及び回答内容のフィードバックを行うとともに、月次の対応状況を報告することを目的とします。また、お客様から、自動隔離が実施されていない対象端末について、マルウェア感染その他のセキュリティ上の具体的な懸念を理由としてスキャンの依頼があった場合、当社は、本約款及び申込書等に定める条件に従い、必要かつ実施可能と判断した範囲で任意スキャンを実施します。

第2条（用語の定義）

- (1) 「対象サービス」とは、WithSecure Elements EPP and EDR Premium for Computersをいいます。
- (2) 「対象端末」とは、対象サービスが導入され、当社の管理対象として登録されたお客様のコンピュータをいいます。
- (3) 「重大インシデント」とは、WithSecureの判定において「深刻」と分類されたセキュリティ事象をいいます。
- (4) 「自動隔離」とは、WithSecureのプロファイル設定に基づき、重大インシデントが検知された対象端末のネットワーク通信を自動的に制限する処置をいいます。
- (5) 「自動隔離通知」とは、対象端末に自動隔離が実施されたことを通知するアラートをいいます。
- (6) 「マルウェアスキャン」とは、対象サービスのEPP機能を用いて、当社が対象端末に対してリモートで実行する全体スキャンをいいます。
- (7) 「登録連絡先」とは、お客様が申込時に指定する本サービスの通知先メールアドレス及び電話番号をいいます。
- (8) 「一次受付窓口」とは、お客様からの端末隔離等に関する申告を受け付け、当社へエスカレーションする窓口をいいます。
- (9) 「営業日」とは、土曜日、日曜日、祝日及び当社指定定休日を除く日をいいます。
- (10) 「任意スキャン」とは、自動隔離が実施されていない対象端末について、お客様からマルウェア感染その他のセキュリティ上の具体的な懸念に基づく依頼を受け、当社が必要かつ実施可能と判断した場合に実施

するマルウェアスキャンをいいます。

- (11) 「追加対応」とは、マルウェアスキャン及び結果報告を超えて行う、マルウェアの手動駆除、ファイルの隔離若しくは削除、設定変更、端末の再起動若しくは初期化、データ復旧、他端末若しくはネットワークへの影響調査、ログの詳細解析、フォレンジック調査、現地対応その他これらに類する作業をいいます。
- (12) 「権限者」とは、お客様が登録連絡先として届け出た者又は本サービスに関する依頼若しくは承諾を行う権限を有すると当社が合理的に判断できる者をいいます。

第3条（本サービスの内容）

1. 当社が株式会社アレクソンを通じて自動隔離通知を受信し、その内容を確認した場合、当社は登録連絡先に電子メールを送信した後、電話により連絡します。
2. 当社は、お客様の承諾を得たうえで、対象端末の状態が許す範囲においてリモートでマルウェアスキャンを実施し、その結果を登録連絡先へ電子メールで報告します。
3. マルウェアスキャンの結果に応じた対応は、次のとおりとします。
 - (1) マルウェアが検出されなかった場合：当社は結果を登録連絡先へ電子メールで報告し、対象端末の状態を踏まえて隔離解除が可能と判断した場合、原則として権限者の承諾を得たうえで隔離を解除します。
 - (2) マルウェアが検出された場合又はマルウェアスキャンのみでは事象が解消しない場合：当社は結果を登録連絡先へ電子メールを送信した後、電話により連絡します。必要と判断し、かつ対象サービスのサポート条件上及び技術上可能な場合に、ランシステムへWithSecureの解析を依頼します。当社は、WithSecureからランシステム経由で受領した回答内容をお客様へ、電子メールを送信した後、電話によりフィードバックし、必要な追加対応を案内します。
4. お客様から端末が隔離され利用できない等の申告があった場合は、一次受付窓口が申告を受け付け、当社へエスカレーションします。当社は、エスカレーションを受領した後、前各項に準じて、お客様へ電子メールを送信した後電話により連絡し、マルウェアスキャン結果の報告及び必要な解析依頼を行います。
5. お客様から、自動隔離が実施されていない対象端末について任意スキャンの依頼があった場合、当社は、次の条件を満たすことを確認したうえで、必要かつ実施可能と判断した範囲で任意スキャンを実施します。
 - (1) 対象端末が本サービスの管理対象として登録され、有効な対象サービスのライセンスを有すること。
 - (2) 権限者から、具体的な症状、検知内容又はセキュリティ上の懸念が申告されていること。
 - (3) 対象端末がオンラインであり、当社がリモート操作を実施できる状態であること。
 - (4) 当社が必要とする情報、承諾及び協力が提供されること。
6. 任意スキャンは、自動隔離を伴うものではありません。当社が対象端末の隔離その他の措置が必要と判断した場合は、お客様へ案内し、原則として権限者の明示的な承諾を得たうえで実施します。ただし、WithSecureの機能により自動的に隔離される場合を除きます。
7. 定期的なスキャン、予防又は動作確認のみを目的とするスキャン、合理的な理由のない反復依頼その他通常の提供範囲を超える依頼について、当社は対応をお断りいたします。
8. 追加対応は、本サービスの基本提供範囲には含まれません。当社が対応可能と判断した場合に限り、対応内容、費用、実施条件、作業に伴う影響及び責任分界についてお客様と別途合意したうえで実施します。
9. 当社は、1か月ごとに、当該月のインシデント対応履歴及び対応結果をまとめた月次報告を電子メールで提出

します。該当する対応がなかった場合は、その旨を報告いたします。

第4条（自動隔離の条件及び取扱い）

1. 自動隔離は、WithSecureのプロファイル設定により、重大インシデントと判定された対象端末に対して実施されます。
2. 自動隔離は、対象端末がオンラインであり、対象サービスとWithSecureの管理環境との通信が可能な場合に限り実施されます。対象端末がオフラインである場合その他通信できない場合には、自動隔離、自動隔離通知又はリモートでの対応が行われなかったことがあります。
3. 自動隔離により、対象端末の通常のネットワーク利用又は業務利用が制限されることがあります。お客様は、本サービスの性質上、このような制限が生じる可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
4. マルウェアが検出された場合又は事象が解消しない場合、当社は、WithSecureの回答内容及び対象端末の状態を踏まえ、隔離の継続又は解除に関する対応をお客様へ案内します。当社が隔離を解除する場合は、原則として権限者の承諾を得たうえで実施します。
5. お客様が当社の案内又は承諾を得ずに隔離を解除し、プロファイルを変更し、エージェントを停止し、又は本サービスの提供に必要な設定を変更したことにより生じた損害について、当社は責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

第5条（受付時間、対応時間及び連絡方法）

1. 本サービスの受付時間、対応時間及び連絡方法は、次のとおりとします。

項目	内容
受付窓口・連絡方法	電話／電子メール
登録可能な連絡先	メールアドレス及び電話番号を、それぞれ1件まで
受付時間	平日9時00分から18時00分まで（土曜日、日曜日、祝日及び当社指定定休日を除く）
対応時間	平日9時00分から16時00分までの受付分は原則として当日対応。16時00分以降の受付分は翌営業日に対応する。
マルウェアスキャンの確認	マルウェアスキャンの終了時刻が18時00分を超過する場合は、原則として翌営業日に結果を確認し、報告する。

2. 受付時間外に受信した自動隔離通知又は一次受付窓口からのエスカレーションについては、翌営業日以降に順次対応します。
3. 前項までの「当日対応」とは、当社が当日中に対応に着手することをいい、マルウェアスキャンの所要時間、対象端末の状態又はランシステム経由のWithSecureによる解析の状況により、対応完了及び最終報告が翌営業日以降となることがあります。
4. 当社からお客様への連絡及び対応結果の報告は、原則として登録連絡先への電子メール送信後に電話で行います。

5. 本条における受付時刻は、当社が自動隔離通知又は一次受付窓口からのエスカレーションを受領した時刻とします。任意スキャンについては、当社が一次受付窓口から必要事項を含む依頼を受領した時刻を受付時刻とします。
6. 当社が登録連絡先に連絡したにもかかわらず、お客様と連絡が取れず、又は必要な承諾、情報若しくは協力が得られない場合、当社は対応を保留又は終了することができます。この場合、対象端末の隔離が継続し、又はスキャンその他の対応が実施されないことがあります。
7. 任意スキャンは、自動隔離された端末への対応その他緊急性の高い対応を優先したうえで順次実施するものとし、受付当日の着手又は完了を保証するものではありません。

第6条（対象サービス及び契約条件）

1. 本サービスの対象サービス及び基本的な提供条件は、次のとおりとします。

項目	内容
対象サービス	WithSecure Elements EPP and EDR Premium for Computers
最低利用ライセンス数	5ライセンスから提供可能
契約期間 (最低利用期間)	12か月以上（複数年契約可）

2. 対象端末数、契約期間、利用料金、利用開始日その他の個別条件は、申込書等に定めるところによります。
3. お客様は、本サービスの利用期間中、対象サービスの有効なライセンスを維持するものとします。
4. 任意スキャンの基本料金に含まれる回数、同一事象に対する再スキャンの取扱い及び追加料金は、申込書等に定めるものとします。申込書等に定める範囲を超える依頼については、お客様と協議のうえ、別途費用を定めます。

第7条（お客様の責務）

1. 対象サービス及び対象端末の設定、導入、保守並びに利用について、当社、販売店又は一次受付窓口の指示に従うこと。
2. 対象端末について、電源、ネットワーク接続及び対象サービスのエージェント通信を維持し、当社が必要な確認又はリモート対応を実施できる状態を確保すること。
3. 正確な登録連絡先を届け出るとともに、変更があった場合は速やかに当社又は販売店へ届け出ること。
4. マルウェアスキャン、隔離の継続又は解除その他の対応に必要な承諾、情報提供及び協力を行うこと。
5. 当社の指示なく、対象サービスのプロファイル、自動隔離設定、エージェント又は対象端末の隔離状態を変更し、無効化し、又は解除しないこと。
6. 対象端末の業務利用及びデータ保全について、バックアップその他必要な措置を自ら講じること。
7. 登録連絡先から行われた依頼又は承諾は、お客様の権限者によるものとみなします。お客様は、登録連絡先に本サービスに関する依頼及び承諾を行うために必要な権限を付与するものとします。

8. ファイルの削除、設定変更、端末の再起動、隔離の実施若しくは解除その他対象端末の利用又はデータに影響を与える可能性がある操作について、当社が求めた場合、お客様は明示的な承諾を行うものとします。
9. お客様は、任意スキャン又は追加対応の前に、対象端末の重要なデータについて必要なバックアップを取得するものとします。
10. お客様は、対象端末及びログ等に含まれる個人情報、秘密情報その他第三者の情報を当社、WithSecureその他本約款に定める提供先が取り扱うために必要な権限の確保、社内手続、本人への通知その他の措置を講じるものとします。

第8条（非保証）

1. 本サービスは、対象サービスが検知した情報及び当社が実施時点で取得可能な情報に基づき、自動隔離通知の確認、連絡、フルスキャマルウェアスキャン若しくは任意スキャン、隔離解除支援、解析依頼、報告その他本約款に定める対応を行うものであり、インシデントの発生防止、すべての脅威、マルウェア若しくは不正な挙動の検知若しくは除去、対象端末の安全性、正常性若しくは継続利用可能性、又はデータ若しくは業務環境の完全な復旧を保証するものではありません。
2. 当社が提供するスキャン結果、解析結果、報告、助言又は対応案内は、お客様の判断を支援するための情報であり、対象端末の継続利用、停止、隔離、初期化、交換その他の最終的な対応は、お客様の責任において判断するものとします。
3. スキャンを実施したこと、マルウェアが検出されなかったこと、又は検出されたマルウェアが処理されたことは、対象端末の安全性、正常性、症状の改善、事象の完全な解消、又はデータ若しくは業務環境の完全な復旧を保証するものではありません。
4. 隔離の解除は、当社が実施時点で確認できる情報に基づき可能と判断した範囲で行うものであり、隔離解除後の対象端末の安全性又は事象の完全な解消を保証するものではありません。

第9条（免責事項及び責任制限）

1. 対象サービス若しくは対象端末の機能上の制約、対象端末のオフライン状態、通信障害、電力供給の停止、株式会社アレクソン又はWithSecureのサービス若しくはシステムの障害、保守、仕様変更、第三者による不正アクセス、未知の脆弱性若しくは新種のマルウェアその他当社の責めに帰することができない事由により、自動隔離、通知、マルウェアスキャン、任意スキャン、解析、報告又は隔離解除その他の対応が遅延し、又は実施できない場合、当社はその責任を負いません。
2. 自動隔離、マルウェアスキャン、任意スキャン、隔離の継続もしくは解除、追加対応又はWithSecureの機能による処置により、対象端末の利用制限、再起動、ファイルの隔離若しくは削除、設定変更、アプリケーションの停止、通信遮断、業務停止その他の影響が生じる場合があります。お客様は、これらの可能性を理解したうえで、必要なバックアップその他の措置を自ら講じるものとします。
3. お客様が当社の案内若しくは承諾を得ずに隔離を解除し、プロフィールを変更し、エージェントを停止し、若しくは本サービスの提供に必要な設定を変更したこと、又は登録連絡先その他本サービスの提供に必要な情報を正確に届け出ず、若しくはその変更を届け出なかったことにより生じた損害について、当社は責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。
4. お客様と連絡が取れず、又はお客様から必要な承諾、情報若しくは協力が得られないことにより、対応の遅

延、保留、終了、対象端末の隔離継続又はスキャンその他の対応の未実施が生じた場合、当社はその責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

5. スキャン又は当社が案内した対応を実施したにもかかわらず、対象端末の症状が改善せず、事象が解消せず、又は再発したことによりお客様に損害が生じた場合、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は損害賠償責任を負いません。
6. 本サービスに関する販売店又は一次受付窓口の過失、説明義務違反、対応の遅延等に起因してお客様に生じた損害について、当社は責任を負いません。ただし、当該事象が専ら当社の指示又は当社の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
7. 当社、販売店又は一次受付窓口が本サービスに関して損害賠償責任を負う場合、その範囲は、お客様に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、間接損害、特別損害、データの消失若しくは毀損に係る損害及び第三者からの請求に基づく損害を含まないものとします。また、当社、販売店又は一次受付窓口の損害賠償責任は、当該損害が発生した月における本サービスの月額利用料金相当額を上限とします。ただし、当社、販売店又は一次受付窓口の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

第10条（秘密保持及び第三者への情報提供）

1. 当社及びお客様は、本サービスの提供又は利用を通じて知り得た相手方の営業上、技術上その他の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏えいせず、本サービスの目的以外に使用しないものとします。ただし、法令に基づき開示を求められた場合は、この限りではありません。
2. お客様は、当社が本サービスの提供、一次受付、インシデント解析、技術支援及び報告のために必要な範囲で、自動隔離通知の内容、対象端末に関する技術情報、マルウェアスキャン若しくは任意スキャンの結果、ログ、疑わしいファイル又は検体その他の情報を、株式会社アレクソン、ランシシステム、WithSecure、販売店又は当社の委託先へ提供することに同意するものとします。
3. 当社は、前項の提供先に対し、当該情報を適切に取り扱わせるものとします。
4. 当社は、本サービスに関する対応履歴、スキャン結果、解析結果、月次報告書その他の情報を、法令上又は業務上必要な範囲で当社所定の期間保存し、保存期間経過後は、法令上又は業務上保存が必要な場合を除き、合理的な方法により削除します。
5. 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で業務の全部又は一部を第三者へ委託することがあります。この場合、当社は、委託先に対して秘密情報及び個人情報情報を適切に取り扱わせるものとします。WithSecureその他外国に所在する事業者又は外国にある設備において情報が取り扱われる場合の条件は、法令及び当社所定の案内に従うものとします。

第11条（個人情報等の取扱い）

1. 当社、販売店又は一次受付窓口は、本サービスの提供にあたり取得したお客様の連絡先情報その他の個人情報を、本サービスの提供、通知、対応、解析依頼及び報告並びにこれらに付随する目的の範囲内で取り扱い、関連法令及び当社の個人情報保護方針に従い管理します。
2. 対象端末のアラート、ログ又はスキャン結果に個人情報が含まれる場合、お客様は、当社及び前条第2項に定める提供先が本サービスのために当該情報を取り扱うことについて、必要な権限の確保、本人への通知そ

の他必要な措置を講じるものとします。

第12条（契約期間、料金及び更新）

1. 本サービスの最低利用期間は12か月とし、具体的な契約期間は申込書等に定めるものとします。複数年の契約を申し込むことができます。
2. 本サービスの利用料金及び支払条件は、申込書等に定めるところによります。
3. 契約期間満了時の更新方法、自動更新の有無、更新を希望しない場合の通知期限、中途解約の可否及び中途解約時の料金は、申込書等に定めるものとします。

第13条（サービスの中断及び停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様への事前の通知をもって、本サービスの全部又は一部を中断又は停止することがあります。ただし、緊急を要する場合は、事後速やかに通知するものとします。
 - (1) 対象サービス、WithSecureのシステム又は当社のシステムについて保守、点検、更新又は障害対応を行う場合
 - (2) 通信回線、クラウドサービス、電力設備その他本サービスの提供に必要な設備に障害が生じた場合
 - (3) 火災、停電、天災地変、感染症、戦争、暴動その他の不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合
 - (4) セキュリティ上又は運用上、本サービスの中断又は停止が必要であると当社が合理的に判断した場合
 - (5) 当社又は販売店に対する利用料金の支払が遅延し、当社又は販売店から相当期間を定めた督促を行っても支払されない場合
 - (6) お客様が本約款に違反し、又は不正利用、虚偽申告その他本サービスの継続が困難となる行為を行った場合
 - (7) お客様から必要な承諾、情報又は協力が長期間得られない場合

第14条（禁止事項）

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスにより取得した通知、解析結果又は報告内容を、契約の目的以外に利用し、又は正当な理由なく第三者に開示する行為
 - (2) 当社、株式会社アレクソン、WithSecure、販売店、一次受付窓口又は第三者のシステム、ネットワーク若しくは権利を侵害し、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社、販売店、一次受付窓口、第三者又は権限者になりすまし、又は自己の権限を偽って、本サービスに関する依頼、承諾、指示、連絡その他の行為を行う行為
 - (4) 本サービス又は対象サービスの運営を妨害し、又は不正に利用する行為
 - (5) 法令、公序良俗又は本約款に違反する行為
 - (6) 当社の事前の承諾なく、本サービスを第三者に再販売、再提供若しくは転貸し、又は第三者のために利用する行為
 - (7) その他、当社が本サービスの運営上不適切と合理的に判断する行為
2. お客様が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合、当社

は、お客様への事前の通知なく、本サービスの全部若しくは一部の提供の停止、対応の保留若しくは終了、当該行為の是正要請、又は本サービスの提供に必要な範囲でのその他の措置を講じることができます。ただし、緊急を要しない場合には、当社は、可能な範囲で事前又は事後にお客様へ通知するものとします。

- 3.当社が前項に基づき措置を講じたことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

第15条（本約款の変更）

当社は、本サービスの内容の変更、法令の改正、社会情勢又は事業環境の変化その他の事情により必要が生じた場合、変更の必要性及び相当性を考慮したうえで、本約款を変更することがあります。変更後の内容及び適用開始日は、販売店を通じた通知、書面、電子メールその他当社所定の方法により、あらかじめお客様へ周知します。変更後の本約款の適用開始日以降にお客様が本サービスを利用した場合、お客様は、変更後の本約款に同意したものとみなします。

第16条（契約の解除及び終了）

1. お客様又は当社は、相手方が本約款又は申込書等に違反し、相当期間を定めた催告後もその違反が是正されない場合、本サービスに係る契約を解除することができます。
2. お客様が対象サービス若しくは対象端末の利用を終了した場合、対象サービスのライセンスが失効した場合、又は対象サービスが本サービスの提供対象でなくなった場合、本サービスも終了するものとします。
3. 利用ライセンス数が最低利用ライセンス数を下回った場合その他提供条件を満たさなくなった場合、当社は、お客様又は販売店と協議のうえ、提供条件の変更又は本サービスの終了を行うことがあります。
4. WithSecure又は株式会社アレクソンによる対象サービスの提供終了その他当社が本サービスを継続することが困難となる事情が生じた場合、当社は、相当な予告期間を設けて本サービスを終了することがあります。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
5. お客様に当社若しくは販売店に対する料金の支払遅延、対象サービスの有効なライセンスの不維持、対象端末が提供条件を満たさなくなったこと、又は申込書等に定める提供条件への違反が生じ、当社又は販売店から相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、当社は、自らの判断又は販売店からの要請に基づき、本サービスの全部若しくは一部を停止し、又は本サービスに係る契約を解除できるものとします。ただし、お客様に禁止事項違反、不正利用、虚偽申告、当社若しくは第三者のシステムに重大な影響を与える行為その他当事者間の信頼関係を著しく破壊する事由がある場合は、当社は催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。
6. 本サービス終了時に対応中の事象又は隔離中の対象端末がある場合、当社は、お客様へその状況を知り、対応の終了、隔離解除その他必要な引継ぎ方法を協議します。契約終了後に行う作業については、別途費用が発生する場合があります。
7. 契約終了後も、第8条（非保証）、第9条（免責事項及び責任制限）、第10条（秘密保持及び第三者への情報提供）、第11条（個人情報等の取扱い）その他その性質上存続すべき条項は有効に存続するものとします。

第17条（契約上の地位等の譲渡禁止）

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本サービスに係る契約上の地位又は本約款に基づく権利若しくは義務を

第三者へ譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

第18条（知的財産権）

- 1.本サービスに関して当社がお客様へ提供する資料、報告書、書式、ノウハウその他の成果物に関する知的財産権は、当社又は正当な権利を有する第三者に帰属します。ただし、お客様は、本サービスを利用する目的の範囲で、当該資料及び報告書を社内利用することができます。
- 2.お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、前項に定める資料、報告書、書式、ノウハウその他の成果物を、本サービスを利用する目的及び社内利用の範囲を超えて、複製、改変、翻案、転載、公衆送信、第三者への開示、提供、貸与、販売その他の方法により利用してはならないものとします。ただし、法令上必要な場合又は当社が別途認めた場合は、この限りではありません。

第19条（通知）

当社からお客様への通知は、登録連絡先への電子メール送信、販売店又は一次受付窓口を通じた通知、書面その他当社が適切と判断する方法により行います。電子メールによる通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第20条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合でも、その他の条項及び当該条項の残部は、引き続き有効に存続するものとします。

第21条（協議）

本約款又は申込書等に定めのない事項、又はその解釈に疑義が生じた場合、当社及びお客様は、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第22条（準拠法及び管轄裁判所）

本約款は日本法に準拠するものとし、本サービスに関して当社とお客様との間に生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2026年10月26日制定、同日に実施